

平成 29 年  
第 5 回土岐市議会定例会議案

平成 29 年 11 月 28 日 (第 1 日)

平成29年第5回土岐市議会定例会議事日程（第1日）

平成29年11月28日（火曜日）午前9時開議

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	議第81号	平成29年度土岐市一般会計補正予算（第5号）
日程第4	議第82号	平成29年度土岐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第5	議第83号	平成29年度土岐市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第6	議第84号	平成29年度土岐市病院事業会計補正予算（第1号）
日程第7	議第85号	土岐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
日程第8	議第86号	土岐市長期継続契約を締結することができる契約を定める条 例の一部を改正する条例について・・・・・・・・ 3
日程第9	議第87号	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活 性化に関する法律の施行に伴う土岐市固定資産税の特例に関 する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・ 5
日程第10	議第88号	土岐市郷土物産陳列所の設置及び管理に関する条例を廃止す る条例について・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
日程第11	議第89号	岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について・・・・ 10
日程第12	議第90号	土岐市功労章の授与について・・・・・・・・ 28
日程第13	議第91号	土地の処分について・・・・・・・・・・・・ 29

別冊

議第 85 号

土岐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 29 年 11 月 28 日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

国家公務員の育児休業等の取扱いに準じて、職員の育児休業等の取扱いを見直すため、この条例を定めようとする。

## 土岐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

土岐市職員の育児休業等に関する条例（平成４年土岐市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第６号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第３９条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園又は児童福祉法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第４条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第１１条第７号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 86 号

土岐市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を  
改正する条例について

土岐市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正  
する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 29 年 11 月 28 日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

長期継続契約を締結することができる契約の内容を見直すため、この条例を  
定めようとする。

土岐市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を  
改正する条例

土岐市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成20年  
土岐市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「ものとする」を「契約であって、規則で定めるものとする」に改  
め、同条第2号中「庁舎等施設の維持管理、清掃その他の」を削り、「毎年度  
当初から役務の提供を受ける必要があるもの」を「次のいずれかに該当するも  
の」に改め、同号に次のように加える。

- ア 施設等の運転管理又は保守その他の役務の提供を受ける契約であって、  
毎年度当初から役務の提供を受ける必要があるもの
- イ アに掲げるもののほか、翌年度にわたり契約を締結しなければ安定的  
な役務の提供を受けることに支障を及ぼすおそれがあるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 87 号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う土岐市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う土岐市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 29 年 11 月 28 日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う土岐市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う土岐市固定資産税の特例に関する条例（平成20年土岐市条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

土岐市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の特例に関する条例

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「企業立地及び事業高度化を促進し、産業集積の形成及び活性化」を「地域の特性を生かした高い付加価値を創出し、かつ、地域経済牽引事業の促進」に改める。

第2条中「第9条第1項に規定する同意集積区域内」を「第4条第6項の規定による同意を得た基本計画（法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）において定められた促進区域」に、「第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の」を「第4条第6項の規定による」に、「第15条第2項」を「第14条第2項」に、「承認企業立地計画」を「承認地域経済牽引事業計画」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」に改め、「。以下「省令」という。」を削り、「第3条」を「第2条」に改め、「（法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって省令第4条に規定する業種に属する事業を行うものに限る。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。



(経過措置)

- 2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた企業立地計画に係る改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う土岐市固定資産税の特例に関する条例の規定の適用については、なお従前の例による。

(土岐市企業立地促進条例の一部改正)

- 3 土岐市企業立地促進条例（平成18年土岐市条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第2事業所設置奨励金の項中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う土岐市固定資産税の特例に関する条例」を「土岐市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の特例に関する条例」に改める。

議第 88 号

土岐市郷土物産陳列所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

土岐市郷土物産陳列所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 29 年 11 月 28 日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

土岐市郷土物産陳列所を廃止するため、この条例を定めようとする。

## 土岐市郷土物産陳列所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

土岐市郷土物産陳列所の設置及び管理に関する条例（昭和43年土岐市条例第40号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 議第 89 号

### 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、岐阜県市町村職員退職手当組合同規約を別紙のように変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 11 月 28 日提出

土岐市長 加藤 靖也

#### 提案理由

岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の変更に係る昭和 52 年 10 月 1 日以降の岐阜県知事許可が無効であるため、無効と解される過去の規約の変更をし、併せて脱退する組合等を組合市町村から削る等のため、この規約を変更しようとする。

岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

第1条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約（昭和36年9月30日岐阜県指令第13261号許可）の一部を次のように改正する。

第2条中「市町村の」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する」に改める。

第5条を次のように改める。

（議会議員の定数及び選挙の方法等）

第5条 組合議会の議員の定数は28人とし、それぞれ次の各号に定める者をもって充てる。

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| (1) 組合を組織する市の長           | 7人  |
| (2) 組合を組織する市の議会の議長が互選した者 | 1人  |
| (3) 各郡町村長会長              | 17人 |
| (4) 岐阜県町村議会議長会の正副会長      | 3人  |

第10条第2項中「学識経験」を「知識経験」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 監査委員の任期は、4年とする。

第14条第2項を次のように改める。

2 前項の率は、一般職については1000分の110以内、特別職については1000分の300以内とし、組合市町村の退職者数及び組合の事務費その他の事情を勘案して算定するものとする。

別表を次のように改める。

<別 表>

1. 市 町 村

美濃市 瑞浪市 羽島市 恵那市 美濃加茂市 土岐市 各務原市  
羽島郡 川島町 岐南町 笠松町 柳津町  
海津郡 海津町 平田町 南濃町  
養老郡 養老町 上石津町  
不破郡 垂井町 関ヶ原町  
安八郡 神戸町 輪之内町 安八町 墨俣町

揖斐郡 揖斐川町 谷汲村 大野町 池田町 春日村 久瀬村 藤橋村  
 坂内村 徳山村  
 本巣郡 北方町 本巣町 穂積町 巣南町 真正町 糸貫町 根尾村  
 山県郡 高富町 伊自良村 美山町  
 武儀郡 洞戸村 板取村 武芸川町 武儀町 上之保村  
 郡上郡 八幡町 大和村 白鳥町 高鷲村 美並村 明方村 和良村  
 加茂郡 坂祝町 富加町 川辺町 七宗町 八百津町 白川町 東白川  
 村  
 可児郡 御嵩町 可児町 兼山町  
 土岐郡 笠原町  
 恵那郡 坂下町 川上村 加子母村 付知町 福岡町 蛭川村 岩村町  
 山岡町 明智町 串原村 上矢作町  
 益田郡 萩原町 小坂町 下呂町 金山町 馬瀬村  
 大野郡 丹生川村 清見村 荘川村 白川村 宮村 久々野町 朝日村  
 高根村  
 吉城郡 古川町 国府町 河合村 宮川村 神岡町 上宝村

## 2. 一部事務組合

羽島郡岐南町・笠松町中学校組合 羽島郡消防事務組合 岐阜県地方競  
 馬組合 笠松競馬場管理組合 海津郡消防組合 今尾中学校組合 養南  
 中学校組合 南濃中学校組合 安八郡東安中学校組合 南濃衛生施設利  
 用事務組合 岐阜県西濃町村競輪組合 西南濃粗大廃棄物処理組合 西  
 濃環境整備組合 不破消防組合 揖斐郡養基小学校養基保育所組合 揖  
 斐川水防事務組合 揖斐郡青年の家事務組合 揖斐郡消防組合 本巣郡  
 町村造林組合 本巣衛生施設利用組合 北方小中学校給食共同調理組合  
 本巣消防事務組合 本巣郡北方町中学校組合 本巣老人福祉施設事務  
 組合 岐阜市 岐北衛生施設利用組合 山県郡環境衛生施設組合 中濃市町村造  
 林組合 郡上造林組合 郡上南部環境衛生施設利用組合 郡上広域行政  
 事務組合 可茂衛生施設利用組合 美濃加茂市富加町中学校組合 可茂  
 消防事務組合 中濃体育館組合 可児川防災溜池一部事務組合 御嵩町  
 兼山町  
 中学校組合 可児郡青年の家事務組合 恵那郡南部衛生施設利用組合

恵那郡北部衛生施設利用組合 加子母、東白川学校給食共同調理組合  
中津川・恵那広域行政事務組合 益田郡衛生施設利用組合 益田地域広  
域町村圏事務組合 大野郡会館組合 南大野衛生施設利用組合 荘白川  
衛生施設利用組合 北吉城衛生施設利用組合 岐阜縣市町村会館組合  
岐阜縣市町村職員退職手当組合

第2条 岐阜縣市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「議長は組合長を、副議長は副組合長をもってこれに充て  
る」を「議員のうちから選挙する」に改め、同条中第4項を第5項とし、第  
3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長及び副議長の任期は、2年とする。

別表中「可茂消防事務組合」の次に「可茂公設地方卸売市場組合」を加  
える。

第3条 岐阜縣市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第5条中「28人」を「30人」に改め、同条第1号中「7人」を「8人」  
に改め、同条第2号中「1人」を「2人」に改める。

別表中「各務原市」の次に「可児市」を加え、「可児町」を削り、  
「笠松競馬場管理組合」の次に「木曾川右岸地帯水防事務組合」を加え、  
「今尾中学校組合」及び「北方小中学校給食共同調理組合」を削り、  
「本巣老人福祉施設事務組合」の次に「本巣福祉医療施設事務組合」を、  
「山県郡環境衛生施設組合」の次に「山県消防組合」を加え、「郡上南  
部環境衛生施設利用組合」を削り、「可児川防災溜池一部事務組合」を「可  
児川防災等ため池組合」に改め、「中津川・恵那広域行政事務組合」の次に  
「恵那市体育館管理組合 恵南消防組合」を加え、「益田郡衛生施設利  
用組合」を削る。

第4条 岐阜縣市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中「山県消防組合」の次に「山県農業共済事務組合」を、「恵南消  
防組合」の次に「恵南農業共済事務組合 恵北消防組合」を加える。

第5条 岐阜縣市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中「不破消防組合」の次に「海津郡農業共済事務組合」を加え、  
「郡上造林組合」及び「中濃体育館組合」を削り、「可児郡青年の家事

務組合」を「可児青年の家事務組合」に、「益田地域広域町村圏事務組合」を「益田広域事務組合」に改め、「荘白川衛生施設利用組合」の次に「大野郡特別養護老人ホーム事務組合」を加える。

第6条 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

別表中「養南中学校組合」を削り、「海津郡農業共済事務組合」の次に「不破准看護婦学校組合」を加え、「本巣郡北方町岐阜市中学校組合」を削り、「可茂公設地方卸売市場組合」の次に「可茂農業共済事務組合」を加え、「大野郡特別養護老人ホーム事務組合」の次に「大野郡農業共済事務組合 飛騨消防組合 南吉城衛生施設利用組合 吉城老人福祉施設事務組合 吉城農業共済事務組合」を加え、「北吉城衛生施設利用組合」を「北吉城地区事務組合」に改める。

第7条 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

別表中「大和村」を「大和町」に改め、「本巣福祉医療施設事務組合」の次に「本巣農業共済事務組合」を、「可児青年の家事務組合」の次に「東濃西部農業共済事務組合」を加える。

第8条 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

別表中「徳山村」を削る。

第9条 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

別表中「山県農業共済事務組合」の次に「山県郡老人福祉施設事務組合」を加える。

第10条 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

第3条中「勸しょう」を「勸奨」に改める。

第10条第4項中「選任せられた」を「選任された」に改める。

第12条及び第15条中「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に改める。

別表中「羽島郡岐南町・笠松町中学校組合 羽島郡消防事務組合」を「羽島郡消防事務組合」に改め、「不破准看護婦学校組合」の次に「海津郡老人福祉施設事務組合」を加える。

第11条 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

別表中「海津郡老人福祉施設事務組合」の次に「高須輪中衛生施設利用



組合」を、「中濃市町村造林組合」の次に「中濃消防組合」を加え、「可児青年の家事務組合」及び「恵那市体育館管理組合」を削り、「恵南農業共済事務組合」を「恵那南部農業共済事務組合」に改める。

第12条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中「南濃中学校組合」及び「大野郡農業共済事務組合」を削り、「飛騨消防組合」の次に「飛騨農業共済事務組合」を加え、「吉城農業共済事務組合」を削る。

第13条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中「揖斐郡消防組合」の次に「揖斐郡老人福祉施設事務組合」を、「山県郡老人福祉施設事務組合」の次に「山県郡障害児療育施設事務組合」を加える。

第14条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「知識経験を有する者」を「識見を有する者」に改める。

別表中「明方村」を「明宝村」に、「南大野衛生施設利用組合」を「南大野地域行政事務組合」に改める。

第15条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第14条第2項を次のように改める。

- 2 前項の率は、組合市町村の退職者数及び組合事務費その他の事情を勘案して算定するものとする。ただし、組合長が特に必要と認めた場合は組合議会の議決を経て増減することができる。

第16条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第4条中「岐阜市司町38番地岐阜県市町村会館内」を「岐阜市」に改める。

「第2章 組合議会」を「第2章 組合の議会」に改める。

第5条の見出しを「(組合の議会の組織)」に改め、同条中「組合議会の議員」を「組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条及び第7条 削除

第8条第2項中「議員」を「組合議員」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 組合には収入役を置かず、収入役の事務は副組合長が兼掌する。

第8条第7項を削る。

第10条第2項中「組合の議員」を「組合議員」に改め、同条第4項を削る。

第14条第2項中「組合議会」を「組合の議会」に改める。

別表中「揖斐郡青年の家事務組合」を削る。

第17条 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

別表中「高須輪中衛生施設利用組合」の次に「安八老人福祉施設事務組合」を加える。

第18条 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「各郡町村長会長」を「各郡町村会長」に改める。

第9条第2項中「岐阜県町村長会事務局長」を「岐阜県町村会事務局長」に改める。

別表中「笠松競馬場管理組合」を削り、「海津郡老人福祉施設事務組合」の次に「海津郡老人保健施設事務組合」を加え、「東濃西部農業共済事務組合」及び「恵那南部農業共済事務組合」を削り、「恵北消防組合」の次に「東濃農業共済事務組合」を加える。

第19条 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

別表中「海津郡農業共済事務組合」、「本巣農業共済事務組合」及び「山県農業共済事務組合」を削り、「中濃消防組合」の次に「中濃地域農業共済事務組合」を加え、「可茂農業共済事務組合」を削る。

第20条 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

別表中「恵那郡南部衛生施設利用組合」を「恵南福祉保健衛生施設組合」に改める。

第21条 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

第2条中「一部事務組合」を「地方公共団体の組合」に改める。

別表中「南吉城衛生施設利用組合 吉城老人福祉施設事務組合」を削り、「北吉城地区事務組合」の次に「吉城広域行政事務組合」を加える。

第22条 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

別表中「2. 一部事務組合」を「2. 地方公共団体の組合」に改め、「(1) 一部事務組合」を「(2) 広域連合」に改め、「吉城広域行政事務組合」を削り、同表に「益田広域連合 吉城広域連合」を加える。

第23条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「揖斐郡老人福祉施設事務組合」の次に「西美濃さくら苑老人保健施設事務組合」を加え、「郡上広域行政事務組合」及び「益田広域事務組合」を削り、「益田広域連合」を「郡上広域連合 益田広域連合」に改める。

第24条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「郡上広域連合」を「揖斐広域連合 もとす介護保険広域連合 郡上広域連合」に改める。

第25条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「岐阜県西濃町村競輪組合」及び「海津郡老人福祉施設事務組合」を削り、「西美濃さくら苑老人保健施設事務組合」を「西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合」に改め、「本巣郡町村造林組合 本巣衛生施設利用組合」及び「本巣老人福祉施設事務組合 本巣福祉医療施設事務組合」を削り、「可児川防災等ため池組合」の次に「可茂広域行政事務組合」を加え、「北吉城地区事務組合」を削り、「揖斐広域連合 もとす介護保険広域連合」を「海津郡サンリバー広域連合 揖斐広域連合 もとす広域連合」に改める。

第26条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

別表中「羽島郡消防事務組合 岐阜県地方競馬組合」を「岐阜県地方競馬組合」に、「不破准看護婦学校組合」を「不破准看護学校組合」に改め、「海津郡老人保健施設事務組合」を削り、「海津郡サンリバー広域連合」を「羽島郡広域連合 海津郡サンリバー広域連合」に改める。

第27条 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「8人」を「9人」に改め、同条第3号中「17人」を「16人」に改める。

別表中「可児市」の次に「山口市」を加え、「山県郡 高富町 伊自良村 美山町」及び「山県郡環境衛生施設組合 山県消防組合 山県郡老人福祉施設事務組合 山県郡障害児療育施設事務組合」を削る。

第28条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第5条中「30人」を「31人」に改め、同条第1号中「9人」を「10人」に改める。

「第6章 雑則」を「第6章 加入及び脱退の取扱い」に改める。

第17条を次のように改める。

第17条 新たに市町村及び地方自治法第284条第1項に規定する地方公共団体の組合がこの組合に加入する場合、又は組合市町村がこの組合から脱退する場合の取扱いは、別に条例で定める。

別表中「山口市」の次に「瑞穂市」を加え、「穂積町 巢南町」を削る。

第29条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第5条中「31人」を「33人」に改め、同条第1号中「10人」を「12人」に改める。

別表中「瑞穂市」の次に「飛騨市 本巣市」を加え、「本巣町 真正町 糸貫町 根尾村」、「古川町」及び「河合村 宮川村 神岡町」を削り、「飛騨農業共済事務組合」の次に「古川国府給食センター利用組合」を加え、「吉城広域連合」を削る。

第30条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「12人」を「14人」に改め、同条第3号中「16人」を「14人」に改める。

別表中「本巣市」の次に「郡上市 下呂市」を加え、「郡上郡 八幡町 大和町 白鳥町 高鷲村 美並村 明宝村 和良村」、「益田郡 萩原町 小坂町 下呂町 金山町 馬瀬村」及び「郡上広域連合 益田広域連合」を削る。

第31条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第3条中「（在職中特に功績のあった者又は勸奨により退職した者に対し、当該市町村がこの規約に定める退職手当の支給の基準をこえて支給する退職

手当に係る部分を除く。)」を削る。

別表中「 不破准看護学校組合」、「 揖斐郡老人福祉施設事務組合」及び「 加子母、東白川学校給食共同調理組合」を削る。

第32条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中「 恵那市」を削り、「羽島市」の次に「 恵那市」を加え、「 岩村町 山岡町 明智町 串原村 上矢作町」、「 恵南福祉保健衛生施設組合」及び「 恵南消防組合」を削る。

第33条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中「 川島町」を削る。

第34条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中「 大野郡特別養護老人ホーム事務組合」を削る。

第35条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

別表中「揖斐川町 谷汲村」を削り、「揖斐郡」の次に「揖斐川町」を加え、「 春日村 久瀬村 藤橋村 坂内村」を削る。

第36条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第5条中「33人」を「32人」に改め、同条第3号中「14人」を「13人」に改める。

別表中「 丹生川村 清見村 荘川村」、「 宮村 久々野町 朝日村 高根村」、「 吉城郡 国府町 上宝村」、「 大野郡会館組合 南大野地域行政事務組合 荘白川衛生施設利用組合 飛騨消防組合」及び「 古川国府給食センター利用組合」を削る。

第37条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第5条中「32人」を「31人」に改め、同条第3号中「13人」を「12人」に改める。

別表中「武儀郡 洞戸村 板取村 武芸川町 武儀町 上之保村」を削る。

第38条 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。

第5条中「31人」を「30人」に改め、同条第3号中「12人」を「11人」に改める。

別表中「恵那郡 坂下町 川上村 加子母村 付知町 福岡町 蛭川村」及び「 恵那郡北部衛生施設利用組合 中津川・恵那広域行政事務組合 恵

北消防組合」を削る。

第39条 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「14人」を「15人」に改め、同条第3号中「11人」を「10人」に改める。

別表中「下呂市」の次に「海津市」を加え、「海津郡 海津町 平田町 南濃町」、「海津郡消防組合」、「高須輪中衛生施設利用組合」及び「海津郡サンリバー広域連合」を削る。

第40条 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

別表中「中濃市町村造林組合」を削る。

第41条 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

第5条中「30人」を「28人」に改め、同条第4号中「正副会長」を「会長」に、「3人」を「1人」に改める。

第42条 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

別表中「兼山町」を削り、「御嵩町中学校組合」を「可児市・御嵩町中学校組合」に改める。

第43条 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

別表中「柳津町」を削る。

第44条 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

第5条中「28人」を「27人」に改め、同条第3号中「10人」を「9人」に改める。

別表中「土岐郡 笠原町」を削る。

第45条 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

別表中「上石津町」及び「墨俣町」を削る。

第46条 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

別表中「安八郡東安中学校組合」を「大垣市・安八郡安八町東安中学校組合」に、「安八老人福祉施設事務組合」を「あすわ苑老人福祉施設事務組合」に改める。

第47条 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「(組合長、副組合長及び会計管理者)」に改め、同条第1項中「組合長及び副組合長1人」を「組合長、副組合長1人及び会計管

理者」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 会計管理者は、組合長が定める組合市町村の会計管理者をもって充てる。

第48条 岐阜県市町村職員退職手当組規約の一部を次のように改正する。

第4条中「岐阜市」の次に「藪田南5丁目14番53号」を加える。

第5条第3号を次のように改める。

(3) 岐阜県町村会が推せんする組合を組織する町村の長 9人

第49条 岐阜県市町村職員退職手当組規約の一部を次のように改正する。

別表中「可茂広域行政事務組合」を削る。

第50条 岐阜県市町村職員退職手当組規約の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は27人とし、組合市町村の長及び組合市町村の議会議長の職にある者のうちから、次の区分に従いそれぞれ選任する。

区分	人数	選任の方法
市長	15人	全員
市の議会議長	2人	互選
町村長	9人	互選
町村の議会議長	1人	互選

第8条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第9条を次のように改める。

(職員)

第9条 組合に職員を置く。

2 前項の職員は、組合長がこれを任免する。

3 第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。

「第4章 退職手当を受ける者の範囲等」を「第4章 退職手当」に改める。

第11条中「組合市町村から給料の支給を受けている者で、条例で定めるもの又はその遺族とする」を「条例でこれを定める」に改める。

第12条中「国家公務員退職手当法及び他の市町村職員退職手当組合」を

「国及び他の地方公共団体の職員」に改める。

第14条の見出しを「(負担金)」に改める。

第15条中「国家公務員退職手当法第5条の例による整理退職手当を受ける職員の属する」を「前条に定めるもののほか、」に改める。

別表を次のように改める。

別表

美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村、岐阜県地方競馬組合、木曾川右岸地帯水防事務組合、大垣市・安八郡安八町東安中学校組合、南濃衛生施設利用事務組合、西南濃粗大廃棄物処理組合、西濃環境整備組合、不破消防組合、あすわ苑老人福祉施設事務組合、揖斐郡養基小学校養基保育所組合、揖斐川水防事務組合、揖斐郡消防組合、西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合、岐北衛生施設利用組合、中濃消防組合、中濃地域農業共済事務組合、可茂衛生施設利用組合、美濃加茂市富加町中学校組合、可茂消防事務組合、可茂公設地方卸売市場組合、可児川防災等ため池組合、可児市・御嵩町中学校組合、東濃農業共済事務組合、飛騨農業共済事務組合、岐阜県市町村会館組合、岐阜県市町村職員退職手当組合、羽島郡広域連合、揖斐広域連合、もとす広域連合
--

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。ただし、次の表の左欄に掲げる規定中中欄の改正規定（中欄に規定がない場合にあつては、左欄に掲げる規定）は、それぞれ当該右欄に定める日から適用する。

条	改正規定	適用年月日
第1条		昭和52年10月1日
第2条	第7条の改正規定	昭和53年5月18日
	別表の改正規定	昭和52年8月1日
第3条	第5条の改正規定	昭和57年4月1日



	別表中「本巢福祉医療施設事務組合」及び「恵那市体育館管理組合」を加え、「益田郡衛生施設利用組合」を削る規定	昭和53年4月1日
	別表中「今尾中学校組合」及び「北方小中学校給食共同調理組合」を削り、「恵南消防組合」を加える規定	昭和54年4月1日
	別表中「木曾川右岸地帯水防事務組合」を加え、「郡上南部環境衛生施設利用組合」を削る規定	昭和55年4月1日
	別表中「可児川防災溜池一部事務組合」を「可児川防災等ため池組合」に改める規定	昭和55年4月28日
	別表中「山県消防組合」を加える規定	昭和56年4月1日
	別表中「可児市」を加え、「可児町」を削る規定	昭和57年4月1日
第4条		昭和57年4月1日
第5条	別表中「可児郡青年の家事務組合」を「可児青年の家事務組合」に改める規定	昭和57年4月1日
	別表中「海津郡農業共済事務組合」を加え、「中濃体育館組合」を削り、「益田地域広域町村圏事務組合」を「益田広域事務組合」に改める規定	昭和58年4月1日
	別表中「郡上造林組合」を削る規定	昭和58年12月1日
	別表中「大野郡特別養護老人ホーム事務組合」を加える規定	昭和59年4月1日
第6条	別表中「北吉城衛生施設利用組合」を「北吉城地区事務組合」に改める規定	昭和59年2月28日
	別表中「養南中学校組合」及び「 <small>本巢岐</small> 群北方町 <small>阜市</small> 中学校組合」を削る規定	昭和59年4月1日
	別表中「不破准看護婦学校組合」、「可茂農業共済事務組合」及び「大野	昭和60年4月1日

	郡農業共済事務組合 飛騨消防組合 南吉 城衛生施設利用組合 吉城老人福祉施設事 務組合 吉城農業共済事務組合」を加える 規定	
第7条	別表中「大和村」を「大和町」に改める規 定	昭和60年11月1日
	別表中「本巣農業共済事務組合」及び 「東濃西部農業共済事務組合」を加える 規定	昭和61年4月1日
第8条		昭和62年4月1日
第9条		昭和62年4月1日
第10条	本則の改正規定	昭和63年11月2日
	別表中「海津郡老人福祉施設事務組合」 を加える規定	昭和62年10月1日
	別表中「羽島郡岐南町・笠松町中学校組合 羽島郡消防事務組合」を「羽島郡消防事 務組合」に改める規定	昭和63年4月1日
第11条	別表中「可児青年の家事務組合」を削る 規定	昭和63年4月1日
	別表中「高須輪中衛生施設利用組合」を 加える規定	昭和63年7月1日
	別表中「中濃消防組合」を加え、「恵 那市体育館管理組合」を削り、「恵南農業 共済事務組合」を「恵那南部農業共済事務 組合」に改める規定	平成元年4月1日
第12条		平成2年4月1日
第13条		平成3年4月1日
第14条		平成4年4月1日
第15条		平成5年4月1日
第16条	本則の改正規定	平成6年4月1日

	別表の改正規定	平成5年4月1日
第17条		平成6年4月1日
第18条	本則の改正規定及び別表中「笠松競馬場管理組合」、「東濃西部農業共済事務組合」及び「恵那南部農業共済事務組合」を削り、「恵北消防組合」の次に「東濃農業共済事務組合」を加える規定	平成8年4月1日
	別表中「海津郡老人保健施設事務組合」を加える規定	平成8年7月1日
第19条		平成9年4月1日
第20条		平成10年4月1日
第21条		平成11年4月1日
第22条		平成11年10月1日
第23条		平成12年4月1日
第24条		平成13年4月1日
第25条	別表中「西美濃さくら苑老人保健施設事務組合」を「西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合」に改める規定	平成12年4月1日
	別表中「海津郡老人福祉施設事務組合」、「本巣郡町村造林組合 本巣衛生施設利用組合」及び「本巣老人福祉施設事務組合 本巣福祉医療施設事務組合」を削り、「可茂広域行政事務組合」を加え、「北吉城地区事務組合」を削り、「揖斐広域連合 もとす介護保険広域連合」を「海津郡サンリバー広域連合 揖斐広域連合 もとす広域連合」に改める規定	平成13年4月1日
	別表中「岐阜県西濃町村競輪組合」を削る規定	平成13年5月1日
第26条	別表中「羽島郡消防事務組合 岐阜県地方	平成14年4月1日

	競馬組合」を「岐阜県地方競馬組合」に改め、「海津郡老人保健施設事務組合」を削り、「海津郡サンリバー広域連合」を「羽島郡広域連合 海津郡サンリバー広域連合」に改める規定	
	別表中「不破准看護婦学校組合」を「不破准看護学校組合」に改める規定	平成14年4月11日
第27条		平成15年4月1日
第28条	第5条及び別表の改正規定	平成15年5月1日
	第6章の章名及び第17条の改正規定	平成15年12月8日
第29条		平成16年2月1日
第30条		平成16年3月1日
第31条	本則の改正規定	平成16年11月29日
	別表の改正規定	平成16年4月1日
第32条		平成16年10月25日
第33条		平成16年11月1日
第34条		平成16年12月1日
第35条		平成17年1月31日
第36条		平成17年2月1日
第37条		平成17年2月7日
第38条		平成17年2月13日
第39条		平成17年3月28日
第40条		平成17年4月1日
第41条		平成17年8月9日
第42条		平成17年5月1日
第43条		平成18年1月1日
第44条		平成18年1月23日
第45条		平成18年3月27日

第46条		平成18年3月27日
第47条		平成19年4月1日
第48条		平成24年2月15日
第49条		平成29年4月1日
第50条	別表の改正規定	平成30年4月1日

議第90号

土岐市功労章の授与について

次の者に土岐市功労章を授与したいので、土岐市功労者表彰条例（昭和40年土岐市条例第1号）第3条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月28日提出

土岐市長 加藤靖也

功労章 番号	住所	氏名	生年月日
109		齊木 克躬	

議第91号

土地の処分について

市は、次のとおり土地を売却するものとする。

平成29年11月28日提出

土岐市長 加藤 靖也

- 1 土地の表示  
土岐市泉町久尻字丸石1459番107  
地目 雑種地  
面積 16,849平方メートル  
土岐市泉町久尻字丸石1459番113  
地目 雑種地  
面積 4,015平方メートル  
土岐市泉町久尻字丸石1459番114  
地目 雑種地  
面積 1,796平方メートル  
土岐市泉町久尻字滝ヶ洞1511番33  
地目 雑種地  
面積 2,389平方メートル  
土岐市泉町久尻字滝ヶ洞1511番34  
地目 雑種地  
面積 28平方メートル
- 2 売却金額 263,000,000円
- 3 相手方 愛知県知立市山屋敷町板張36番地  
株式会社エス・エヌ・ビー  
代表取締役 荒川 吉泰